

全建労発第128号  
平成17年3月28日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会  
会 長 前 田 靖 治  
(公印省略)

いわゆる「労災かくし」の撲滅について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、平成16年3月30日付け全建労発第134号「労災保険メリット制増減幅に関する要望について」によりご連絡しましたとおり、昨年3月、(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会及び(社)建築業協会と連名で、建設業の労災保険メリット増減幅につきまして、現行の35%から40%に拡大するよう厚生労働省へ要望書を提出いたしました。

これらを受けて、厚生労働省は労働政策審議会に諮問し、その答申を受けて、平成18年4月からメリット増減幅を40%に拡大する「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の改正案を今国会に提出しております。

その一方で、メリット増減幅40%の拡大に関しまして、上記労働政策審議会の答申では、「メリット制の改正に伴い、建設業における労災かくしの増加を懸念する意見があったことを踏まえ、厚生労働省においては、関係者の協議の場を設けるなど労災かくし対策の一層の推進が図られるよう、適切に対処すること。」とされております。

すでに、貴協会傘下会員各社におかれましては「労災かくし」の撲滅につきまして、経営に関する危機管理の一環として真摯に取り組んでおられることと存じます。また、本会でも労災保険メリット制度と「労災かくし」が直接連動するものではないと強く認識しています。

しかしながら、厚生労働省の調査(別紙参照)によりますと、労働安全衛生法第100条及び第120条に基づく労働者死傷病報告義務違反で送検した件数は、平成15年1月から12月までの間において建設業では100件と全件数の75.8%を占めています。また、「労災かくし」を行う主な動機として、下請業者の「元請への配慮」や「今後の受注への影響を懸念」といったものがあげられております。一方で、届出や手続きミス等により、処分を受けるケースも発生しております。

労働災害に対して労災保険を適用しないことは、被災労働者が国から受給できる権利を奪うものであり、許されるものではありません。

つきましては、労働災害が発生した場合には、被災者が療養補償給付等を受けられるよう、労働者死傷病報告の提出等、適正な手続きに関しまして、貴協会傘下会員各社及び関係協力会社にあらためてご周知いただきますとともに更なる強力なご指導をお願い申し上げます。

なお、この「労災かくし」の撲滅につきましては、建設業界が一丸となって取り組んでいくこととしておりますことから、同様の趣旨の文書が、(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会及び(社)建築業協会から会員各社に発出されておりますことを申し添えます。

## いわゆる労災かくし事案に対する措置状況等（平成11年及び平成12年）

		全業種	うち建設業
発覚の端緒	被災者からの申告	231	166
	第三者からの情報提供	136	106
	事業主・元請等からの申出	55	48
	職員の調査等により発覚	35	24
	その他	40	34
動機	元請への配慮	120	107
	元請からの指示・圧力	18	16
	監督署の調査を嫌う	45	20
	今後の受注への影響を懸念	25	23
	法違反の作業内容の発覚をおそれる	10	3
	その他	82	50
措置	司法処分	195	139
	警告	195	138
	その他	23	20

- (注) 1 本調査は、平成11年1月から平成12年12月までの2年間において、都道府県労働局及び労働基準監督署において対処したもの(421件(うち建設業308件))を対象とした。
- 2 発覚端緒、動機、措置は複数回答。また、動機については把握されたもののみ集計しているため、合計が一致しない。
- 3 発覚の端緒のうち「その他」は、他局署からの連絡等。
- 4 動機のうち「その他」は、法の不知・軽視、労災保険未手続のため等。
- 5 措置のうち「その他」は、事業主が行方不明のため措置できなかったもの等。

(注) 労災かくし事案の送検状況

年	送検総件数	うち建設業の件数	総件数に占める 建設業の割合	(参考) 製造業の件数
平成 7年	62	55	88.7%	6
平成 8年	61	42	68.8%	14
平成 9年	72	59	81.9%	6
平成10年	79	65	82.3%	9
平成11年	74	53	71.6%	17
平成12年	91	65	71.4%	15
平成13年	126	102	81.0%	15
平成14年	97	65	67.0%	13
平成15年	132	100	75.8%	19
計	794	606	76.3%	114

※ 労働安全衛生法第100条及び第120条に基づく労働者死傷病報告義務違反で送検した件数を掲げている。